(目的)

第1条 この要綱は、町内に在住の重症心身障害児等(愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施要綱(平成20年4日1日障福第12号愛知県健康福祉部長通知)第1条に規定する重症心身障害児等をいう。以下同じ。)が、同要綱の規定により知事が指定した者(以下「指定事業者」という。)が提供する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所の利用をした際に、当該指定事業者に対し短期入所サービスに係る運営費を補助する大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助交付額等)

- 第2条 補助基準額、補助対象経費及び補助交付額は、別表のとおりとする。 (申請手続)
- 第3条 補助金の交付を受けようとする指定事業者(以下「補助事業者」という。) は、大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付申請書(様式第1) を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第4条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の 可否を決定し、大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付決定 (却下)通知書(様式第2)により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により交付決定したときは、必要に応じ条件を付すことができる。

(変更申請の手続)

- 第5条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後に、申請の内容に変更が 生じたときは、大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金変更交付申 請書(様式第3)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により申請された内容を審査し、大口町重症心身障害児等

短期入所利用支援事業補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第4)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、第3条及び第5条の規定による申請をした後に当該申請を 取り下げるときは、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請年度の翌年度の4月15日までに、大口町 重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金実績報告書(様式第5)を町長に 提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第8条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により確定された補助金の交付を受けようとすると きは、大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付請求書(様式第 6)を町長に提出しなければならない。

(帳簿等の備付け)

- 第9条 補助事業者は、当該補助対象事業に関する帳簿を備え、事業に係る経費の 収支を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管しなければならない。
- 2 前項の帳簿、書類等は、当該補助対象事業完了後、10年間保管しておかなければならない。

(検査等)

第10条 町長は、前条の帳簿等関係書類等を、補助事業者の報告に基づき検査することができる。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成20年10月1日 大口町告示第84号) この要綱は、告示の日から施行する。 附 則(平成25年3月27日 大口町告示第34号) この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日 大口町告示第29号) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日 大口町告示第83号) この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年7月4日 大口町告示第96号) この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第52号) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日 大口町告示第89号) この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第2条関係)

	指定事業者が重症心身障害児等の短期入所を実施するため
補助対象経費	に必要な経費
	ただし、1回の利用につき7日以内とする。
補助基準額	愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助
州 切 荃 毕 領	金交付要綱別表補助基準額の項に定める額とする。
	対象経費の支出済額から寄附金その他の収入の額を控除し
補助交付額の算定方法	た額と補助基準額に利用日数を乗じて算出された額を比較
	して少ない額

様式第1 (第3条関係)

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大口町長様

申請者 事業所の所在地事業所の名称代表者職氏名

このことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて 申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 補助金所要額調書(別紙1)
 - (2) 事業計画書(別紙2)
 - (3) 事業収支予算書
 - (4) その他(事業内容がわかる書類)

別紙1

補助金所要額調書

事業所名

対象経費の支出予定額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C (=A-B)	補助基準額 D	CとDを比較して少ない方の額(補助金所要額)E	備考
円	円	円	円	円	

事業計画書

事業所名

1 利用日数見込み

短期入所のみを利用した場合

延べ日

日中活動系サービスを併せて利用した場合

延べ日

2 利用見込み対象者

人

様式第2 (第4条関係)

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付決定(却下)通知書

第 号 月 日

年

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請がありました大口町重症心身障害児等短期 入所利用支援事業補助金について、下記のとおり決定(却下)しましたので通知し ます。

記

交付決定額金

Щ

却下理由

留意事項

- 1 申請内容を変更するときは、大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金変更交付申請書を提出すること。
- 2 補助事業が完了したときは、申請年度の翌年度の4月15日までに大口町重症 心身障害児等短期入所利用支援事業補助金実績報告書を提出すること。
- 3 補助金等の支払を受けようとするときは、大口町重症心身障害児等短期入所利 用支援事業補助金交付請求書を提出すること。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3 (第5条関係)

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

大口町長様

申請者 事業所の所在地 事業所の名称 代表者職氏名

年 月 日付け 第 号の大口町重症心身障害児等短期 入所利用支援事業補助金交付決定について、下記のとおり変更したいので関係書類 を添えて申請します。

記

1 追加(減額)申請額 金

円

- 2 変更理由
- 3 添付書類
 - (1) 補助金所要額調書(変更)(別紙3)
 - (2) 事業変更計画書(別紙4)
 - (3) 事業収支予算書
 - (4) その他(事業内容がわかる書類)

別紙3

補助金所要額調書(変更)

事業所名

対象経費の 支出予定額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 C(=A- B)	補助基準 額 D	CとDを比較して少ない方の額(補助金所要額)E	既交付決定額 F	変更交付申請 額 G (=E- F)	備考
円	円	円	円	円			

事業変更計画書

1 利用日数見込み

短期入所のみを利用した場合

当初申請日数		変更申記	青日数	増・減(△)日数		
延べ	П	延べ	П	延べ	日	

日中活動系サービスを併せて利用した場合

当初申請日数		変更申請日数		増・減(△)日数		
延べ	□	延べ	日	延べ	日	

2 利用見込み対象者

当初人員	変更人員	増・減(△)人員
人	人	人

様式第4 (第5条関係)

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金変更交付決定 (却下)通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請がありました大口町重症心身障害児等短期 入所利用支援事業補助金変更交付について、下記のとおり決定(却下)しましたの で通知します。

記

変更交付決定額 金 円

去	1] -	下	理	F	H

備考

- 1 補助事業が完了したときは、申請年度の翌年度の4月15日までに大口町重症 心身障害児等短期入所利用支援事業補助金実績報告書を提出すること。
- 2 補助金等の支払を受けようとするときは、大口町重症心身障害児等短期入所利 用支援事業補助金交付請求書を提出すること。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5 (第7条関係)

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金実績報告書

年 月 日

大口町長様

事業所の所在地 事業所の名称 代表者職氏名

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金実績報告書について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算書(別紙5)
- 2 事業実績調書(別紙6)
- 3 その他(事業内容がわかる書類)

別紙5

補助金清算書

事業所名

対象経費 の支出済額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 C (=A-B)	補助基準額 D	CとDを比較して少ない方の額(補助金所要額)E	補助額 F	備考
円	円	円	円	円	円	

事業実績調書

事業所名

1 利用状況

				日 娄	女
氏 名	受給者番号	実施期間	(計)	短期入所のみを 利用	日中活動系サービ スを併せて利用
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
合	計				

2 利用期間

利用日数	実施回数	利用日数
1 泊 2 日	口	日
2泊3日	口	日
3泊4日	口	日
4 泊 5 日	□	日
5泊6日	□	日
6泊7日	口	日
合 計	口	日

3 利用実人員

人

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大口町長様

事業所の所在地 事業所の名称 代表者職氏名

金

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定 を受けた大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金として、上記の 金額を請求します。

振込先金融機関名			銀行 金庫 農協	本店・支店
口座種別	普通	•	当座	
口座番号				
口座名義人				
口座名義人フリガナ				

* 大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金(変更)交付決定通知書の写し(代表者の原本証明をしたもの)を添付すること。